

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により、令和 8 年度定期監査を実施しましたので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾  
御所市監査委員 松浦 正一

## 令和 8 年度 定期監査結果報告書（第 1 次）

### 1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
環 境 政 策 課	令和8年6月1日～6月5日	令和8年6月29日
環 境 業 務 課	令和8年6月1日～6月5日	令和8年6月29日

### 2. 監査の対象事項

令和 7 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 3. 監査の方法

監査は、御所市監査基準に基づき、監査計画に定める定期監査の重点項目及び着眼点に照らして実施した。

地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。

また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

### 4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 松浦 正一

### 5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、監査の対象となった事務は概ね法令に適合し、正確に行われていると認められたが、一部に単純な誤謬に起因する等の軽易な誤り、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要があるもの、早期に是正改善することが必要であるものが見受けられた。

そのため、監査当日に指摘を行ったものの内、意見・要望としたもの、公表は行わないが注意事項として改善を書類で求めたものを除く別添については、公表する指摘事項として改善等を書類で求めることとした。

## 定期監査 是正改善事項

### 【環境業務課】

予算の執行について、収入関係書類は一部を除き概ね良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

#### (1) 委託及び契約事務について

- ① 5万円以上の業務委託において、契約書等の書類がない事例が見受けられた。

5万円以上の業務委託であるので契約書又は請書を交わされたい。

また、有害鳥獣の死体搬送処理なので、委託料での支出ではなく役務費、手数料ではないかと思われる。

- ・支出伝票 委託料 3件

【是正改善事項】

- ② ウォータークーラー購入及び修繕工事契約において、分割発注と思われる事例が見受けられた。分割発注と思われる理由は以下のとおりである。

- ・ウォータークーラー購入

<理由>

- ・当初、ウォータークーラーを購入する際の積算書及び見積書には設置工事費が含まれているにもかかわらず、設備及び配線工事に不具合が生じたことにより、新たに修繕工事の契約をしている。
- ・修繕工事の積算書及び見積書に浄水器（備品）追加購入がある。
- ・物品購入の契約書 契約日 令和7年7月10日  
物品納入期限 令和7年7月16日  
修繕工事の契約書 契約日 令和7年7月14日  
修繕工事工期 令和7年7月15日～7月22日

【是正改善事項】

- ③ 消耗品の購入において、分割発注されているように思われる事例が見受けられた。

- ・消耗品費

<高橋正(株)>

納品日 令和8年3月23日 37,867円

納品日 令和8年3月27日 25,275円

<ワークショップ オオヒロ>

納品日 令和7年7月7日 44,000円

納品日 令和7年7月10日 40,000円

<ワークショップ オオヒロ>

納品日 令和8年1月23日 45,800円

納品日 令和8年2月6日 49,000円

【是正改善事項】

- ④ 物品購入及び業務委託において、発注要求書を作成していない事例が見受けられた。  
御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱第3条第2項に基づき、  
30万円以上の発注をする時は作成されたい。

- ・ウォータークーラー購入
- ・トラックスケール計量カメラ取替業務委託

【是正改善事項】

- ⑤ 消耗品の購入について登録外業者で購入している事例が見受けられた。購入した物品は、  
「荒物・日用雑貨」の登録業者で購入すること。

- ・消耗品  
＜購入品＞冷却帽子パッド ホワイト

【是正改善事項】

(2) 書類関係について

- ① 会計年度任用職員の通勤手当において、雇用契約には通勤手当の支給と記載があるが、通勤  
届の届出書が綴られていない事例が見受けられた。

- ・会計年度任用職員雇用関係 1人分

【是正改善事項】

(3) 現金の取扱について

- ① 出納室より貸し出されている釣銭は10万円であるが、現在高が10万円より不足している  
事例が見受けられた。

課長の照合印もあるが、検算していないように思われる。

毎日、検算し照合印を押印されたい。

また、現金の取扱にはくれぐれも注意されたい。

- ・釣銭用資金保管簿 11月20日 現在高 7万円

【是正改善事項】